

年末年始地域安全運動

実施期間 令和5年12月11日（月）～令和6年1月5日（金）

スローガン

「ゆく年くる年 みんなで守ろう 地域の安全」

この運動は県民の皆さんが**安全で平穏な**年末を送り新年を迎えるため、地域住民、自治体、関係機関及び警察が相互に連携して**地域安全活動**を推進し、年末年始における**犯罪の未然防止**を図ることを目的としています。

運動重点

- 1 県民の身近で発生する犯罪の被害防止
- 2 特殊詐欺（二セ電話詐欺）の被害防止
- 3 子供と女性の犯罪被害防止



令和五年十二月号
清流



(0581)
52-1110
山県警察署
西武芸駐在所

飲酒運転は重大犯罪です！



《道路交通法で定める飲酒運転の罰則》

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

さらに、飲酒運転で交通事故を起こした場合

より刑の重い『危険運転致死傷罪』

が適用される場合があります。

12月になり、忘年会などお酒の席が増えてくと思いますが、**飲酒運転は絶対にしてはいけません。**

あなたの周りにお酒を飲んで車を運転しようとする人や車を運転するお客さんに対して、お酒を提供する店等があれば、情報提供をお願いします。

熊に注意！！



山県市内においても熊の目撃や、熊と見られる痕跡発見の通報がありました。

熊に遭遇したり目撃した際は、慌てず距離を取って身の安全を確保し、110番通報してください。

山間部や雑木林近くで活動する際は、単独行動を避け、ラジオや熊除け鈴など音の鳴るものを携行しましょう。

